

2016年1月



葵総合経営センターだより

謹んで

新年のお慶びを
申し上げます

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「ひかり蔵」

目次

- | | | | | | |
|---|-------------------------------|-----------------|---|---------------------------|-------|
| 2 | センター代表 | 杉浦 康晴 | 7 | センター会長 | 杉浦 正康 |
| 3 | 特定社会保険労務士
税理士 | 杉浦 玲子
古田 益三 | 8 | 平成27年分確定申告
申告書の提出が必要な方 | |
| 4 | 長谷川留美子法律事務所
株式会社葵経営コンサルタンツ | 長谷川留美子
中島 和人 | 【特集】
～平成28年を迎えて～
顧問先様より新年の抱負を頂戴いたしました | | |
| 5 | 株式会社コスモシステム | 佐藤 修 | 14 | 秋の康友会行事「大阪をめぐる旅」 | |
| 6 | 康友会 会長 | 籠橋 美久 | 15 | 康友会会員募集・税務労務 | |
| | | | 16 | ご案内 | |

No.555

謹賀新年

センター代表 杉浦 康晴

新年明けましておめでとうございます。新春を迎え、皆様におかれましては健やかに新年を迎えられたことと、心よりお喜び申し上げます。

昨年末は社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバーと消費税の軽減税率問題が世の中を賑わせていました。

マイナンバーについては、昨年10月から始まり、個人番号の通知カードが届き始めましたが、その使い方に関してはまだまだ国民全員には浸透しておらず、また官公庁でも運用方法が徹底しておらず、見切り発車で混乱している状況です。ただ事業者においてはマイナンバーを取り扱う場合、マイナンバーが特定個人情報にあたり、厳格な取り扱いをしなければならず、法令違反にならないよう注意し適切な対応が必要となります。

消費税の軽減税率問題については、昨年自民、公明両党が軽減税率制度導入の合意をし、昨年12月に発表された平成28年度税制改正大綱の中で大枠の内容が決まりました。しかしながら、まだまだ問題は多く、軽減税率の対象品目の範囲や事業者の消費税納税額の計算方法については今後も混乱が続くそうです。

大綱の中で政府は、なんとか少子高齢化に歯止めをかけ、労働供給の減少を食い止め、経済成長を成し遂げようとしています。税制においても企業が収益力を高め、国内投資や賃金引上げに取り組めるよう法人税率の引き

下げを行い、実効税率を30%台から20%台へと引き下げる予定です。消費税の軽減税率とともにその財源確保は不十分で先送りにされることになりそうです。

消費税問題など、個人の税負担が増える感があり、国民の税に対する関心が高まっています。そのような中ふるさと納税をする人が増えてきました。お礼の品が充実してきたことでもあります。ふるさと納税を財源として地域事業の活性化に一翼を担っています。さらに国は企業へのふるさと納税の普及を進め、地域創生のための効果的な事業の推進を図っています。

また最近では、相続税に関する相談が増えてきました。昨年からは、相続税の基礎控除縮小や相続税率の見直しで、相続税の申告が必要かどうか不安に思う人が多くなったためです。企業経営者にとっても、事業承継を行う上で相続税の負担が心配となるところです。将来の予測を立て、相続税対策など計画的に準備をしておくことが必要です。

税は企業経営においてだけでなく、広く身近なところに存在しています。是非当センターにご相談いただければと思います。

皆様には今年一年が素晴らしい年になりますようお祈り申し上げます。

本年もよろしく願い申し上げます。

税理士 古田 益三

新年明けましておめでとうございます。本年も宜しく願い申し上げます。

昨年はマイナンバー対策に明け暮れた一年でなかったかなと思います。国の方針も二転三転してこれに振り回されました。例えば当初は本人交付用の源泉徴収票にマイナンバーの記載が必要でしたが10月に入ったら記載不要になりました。また最近では扶養控除等申告書への個人番号の記載の省略が可能となりました。これらの変更は実際にマイナンバー事務を取り扱う事業者の利便を考えてのものですが、マイナンバーを種々の書類に使うこととなる本年からも細かな改正は出てくるのが考えられます。これからの改正には注視していきたいと思っています。

さて平成28年の税制改正では実効税率が現在の32.11%から29.97%へ引下げることが検討されています。この引下げの財源は事業税の外形標準課税の拡充で賄うようです。この外形標準課税は現行では資本金1億円以下の中小企業は対象外になっておりますが今回の改正でもこの基準は維持されそうですので資本金1億円以下の企業では影響はありませんが平成29年4月より10%に引上げが予定されている消費税に対する準備も必要になってきますのでお忘れないようお願い致します。

特定社会保険労務士 杉浦 玲子

あけましておめでとうございます。

戦後71回目のお正月を迎えました。当時越後の空も快晴で、清々しさと、平和の尊さを満喫した思い出があります。

二年後に帰郷し、小、中、高は、情熱あふれる若い先生から民主主義の教育を受け、眩しいまでのアメリカ映画の影響は自然とわが身に受け入れられていました。女性の職場進出の気運も高まりました。アメリカ文化は、器用に日本文化に同化されてきました。

昨年夏、世界の政・経・文化の中心アメリカ東海岸を訪れました。文化は憧れと親しみをもって世界中に浸透していったことが実感できました。現在も、世界の隅々までグローバル化が行きわたっております。

アメリカは移民を受け入れ人種のるつぼと言われています。あらゆる分野に優秀な人材を呑み込んで、発展し続けるエネルギーを秘めております。

一方、格差社会を生み綻びが露呈してきました。世界は小競り合いの戦いが頻発しており、難民の受入れ拒否を先進国は宣言しております。フィギュアスケートの羽生選手が、人を守る役割を担う陰陽師を演じました。近年では、心を患う人も増えています。今こそ日本の「お互い様」の「和」の心が評価されるでしょう。それを、長生きをして確かめたいと思っています。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

弁護士 長谷川 留美子

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、マンションの杭打ちデータの偽装問題が発覚しました。建物を支える杭が支持地盤に達していないにもかかわらず、達しているように偽装をしていたようです。そのため、建物の傾きという実害も発生しています。その建物に居住していらっしゃる方々はどのような気持ちで新年を迎えられたのか、その不安は察するに余りあります。東芝の不適切会計の問題もありました。1500億円以上もの利益のかさ上げがあったようです。これまでの決算を信頼して株式を取得した人には大損害となったことでしょう。さらに、血液製剤の不正製造の問題もありました。国が承認していない方法で血液製剤を製造し、国の査察では、国が承認した方法で作っているように書類を偽造したり、過去に作製したように見せかけるために書類に紫外線をあてたりしていたとのことです。

このように、倫理観の欠如した事案が多発する状況を目にするとき、果たしてマイナンバーは大丈夫なのか気になります。マイナンバーが漏洩しないように安全管理措置を講じていないのに講じたと偽装する、マイナンバーを第三者に提供してはならないのにお金と引き換えに提供する、などのことが起こりそうです。マイナンバー取扱い担当者の高い倫理観に期待するしかありません。

本年もよろしく願い申し上げます。

株式会社 葵経営コンサルタンツ 中島 和人

新年明けましておめでとうございます。

一昨年、2025年問題に対処し社会保障制度を維持するために、地域における医療と介護の総合的な提供体制の確保をめざす「医療介護総合確保推進法」が成立し、それに沿う形で、地域包括ケアの推進や地域医療構想の策定が現在進められています。この一連の改革の目指すところは、地域全体で医療・介護サービスを完結させる効率的な仕組みづくりであり、住民には意識改革を、経営者には戦略の変更を迫るものです。具体的には従来サービスを受ける立場であった住民は、サービス提供においても積極的な参加を求められ、経営者にとっては有効な事業モデルが“自院完結型のサービス提供モデル”から“他事業体との連携による地域完結型のサービス提供モデルへの参画”へと変わり得るということです。よって経営者のここ数年の判断と行動は、10年先の自らの事業の行く末を左右するとみる識者も少なくありません。

この変化への対応には、自院の機能の明確化とその強化をはかることが必要であり、また安定的な経営環境に必要とされた、自らの弱みを改善する経営ばかりでなく、変革期において有効とされる自らの強みをさらに伸ばす経営といったスタイルの変更が必要とされているのかもしれない。当社も研鑽に努め、皆様のお役に立てるよう一層の努力をいたします。本年も宜しく願い申し上げます。

株式会社 コスモシステム 佐藤 修

新年あけましておめでとうございます。

皆様の事業所ではマイナンバーの取扱事務は始まりましたでしょうか？

昨年の年内に届かなかった地域も結構あるようですが、年内に収集しようとした事業所さんや、提出を求められた職員さんも戸惑ったことでしょう。

特定個人情報の取扱に関する安全管理措置のうち、マイナンバーのガイドラインにある「技術的安全管理措置」の、①アクセス制御 ②アクセス者の識別と認証 ③外部からの不正アクセスなどの防止 ④情報漏洩等の防止が、パソコンを使って管理する場合に対応が必要になる項目です。①アクセス制御は、誰がどのデータを読み書きして良いかを設定する機能、②アクセス者の識別と認証は、当該のデータを読み書きしようとした者が正当な権利を持っているかを確認する機能、③外部からの不正アクセスの防止は、ネットを通じてなど外部からの侵入から保護する仕組み、④情報漏洩等の防止は、内部から漏洩しないように、できないようにする仕組みのことで

すべてに共通するのは、誰が、いつ、どのデータにアクセスしたか、そのデータをどうしたか（読み書き・削除・コピー・メールへ添付など）を記録する仕組みです。

まずは、アクセス記録を残す仕組みの導入から始めてください。

本年もよろしくお願い致します。

《表紙の写真募集》

葵総合経営センターでは表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花、絵画など、さまざまな作品を募集しております。（こちらから撮影に伺うことも可能です。）

自薦他薦は問いません。どしどしご応募ください。お気軽に担当者、又は下記までご連絡ください。お待ちしております。

葵総合経営センター

TEL ☎ : 052-331-1740

康友会



康友会会長 東菱電子株式会社 代表取締役 籠橋 美久

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、希望の新年を迎えられまして心よりお慶び申し上げます。

昨年は、国内景気は低調な動きで御座いましたが、その中でも、中京地区は堅調な推移を見せて参りました。

当地域は、自動車産業を始め、宇宙・航空産業の集積地であり、これらに関わる企業が多く、他地区から見ても経済が安定し、かつ伸長しており羨ましい地域であり、日本経済のけん引役の地域であるとも言われております。

従いまして、康友会会員皆様方の社業に良い影響がもたらされることを期待したいと願っております。昨年は、政治安定化が図れ、株価は上昇機運にあり、各種経済指標が良好なる発表がされ、今年こそは期待を寄せた年であったと思います。

失われた20年を取り戻すための「新たな年」の地固めの年度にしなければと思いがいたしましたが、国内においては、社会不安を助長させるような事件、自然災害、政治的な不安定要素等の事案が数多く起こりました。

一方、世界の経済は、中国経済に振り回され、年後半には、世界各地でテロが頻繁に発生し世界経済に深刻な影響が出ているのが現状であります。

このような観点から観れば国内景気は良いとは言えず、低調な指標を示しており、次なる対策、刺激策が必要な状況下にあります。

とりわけ、この地区の景気が良いだけに、これら経済状況を注視しながら、会社運営を行う必要があるかと思えます。

このように、大変難しい状況下ではありますが、私たち康友会は、これらの難題に立ち向かい、乗り切るため、皆様方からの情報を活用し、また、共有する共に、葵総合経営センター様のご指導を頂き、色々な事業経営の参考になり得る情報を発信し、会員企業の更なる発展に役立つよう努力する所存でございます。

本年も皆様にとって飛躍の年でありますよう心から祈念し、新年のご挨拶を申し上げます。

(随想)

テロにめげずプラス発想で

センター会長 杉浦 正康

明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

昨年は思いもよらずIS(自称イスラム国)のテロが横行しフランスはもとより世界中が振り回されましたが、今年は何とかこれを抑え込んで平穏な世の中を取り戻したいものです。とは言え実際には日本でも今年には三重県の伊勢志摩でサミットが開催されますのでそれを狙ったテロが発生する可能性があります。そのため中部空港や会場への経路を抱える我が愛知県としてはその対策を万全に遂行するために否が応でもテロ問題に振り回されることを覚悟しなければなりません。

今年はどうやらテロ対策が世界中の人々にとって最重要課題になりそうな気配です。アメリカを中心にロシアを含めて西欧諸国が空爆を主たる方法としてISを殲滅しようとしています。これについてほとんどの識者がそれでISを殲滅させることは出来ないだろうと言っています。問題はISに共感を示す若者を作り出す様々な生活環境の大きな格差問題が存在するからであって、これにメスを入れ改善を図る画期的な対策を打たなければ絶対にISを殲滅することなど出来ないのです。かつて日本が空爆や原爆の落下で降参したようなことを期待しているとしたらとんでもない間違いを犯します。そんな単純なことではないのですが、政治家特に日本の政治家にはその認識が根本的に欠落しているために甘く構えており、有効かつ効果的な対策を

とっているとはとても考えられません。

そのため今年も残念ながらテロ対策に昨年以上に振り回されるだけで抜本的な解決を図れる見通しがたてられそうもありません。

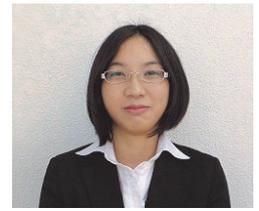
20世紀は戦争や冷戦に明けくれましたが21世紀に入れば戦争もなく明るい展望の開けた輝ける世紀になるだろうと大半の人々が期待していたのですが、20世紀に入ると同時に世界は多極化し、局地的な戦争や紛争が続発してきました。21世紀にはいつから次から次へと新しい困難な事件や事象が現われ、各国指導者のかじ取りが非常に難しくなってきたように思います。

しかし逆の発想に立てば、だからこそ一人ひとりの人間が世の中に役立つことのできることがやれるチャンスが無限に多くなってきたのですから、ある意味で誠に楽しい世の中になったと言えるわけです。次に何が起こるか楽しくて仕方がない時代に入ったとも言えるのです。

新しい年の初めにあたり、自分の気持ちを明るく楽しいものにするには、テロの脅威を過大評価もせず過小評価もせず多様化・複雑化した世の中を楽観的にとらえてプラス発想で対処することが肝要であろうと思います。

小生は申年ですので今年が7回目の年男になります。この年齢にふさわしい生き方を模索し、皆様方のために少しでもお役に立てることをモットーにして頑張りたいと考えております。何分のご助言を賜われれば幸いです。

平成27年分確定申告 申告書の提出が必要な方



葵総合税理士法人 税務会計部 三宅 由里

<申告書の提出が必要な方の例>

◇所得税及び復興特別所得税

1. 給与所得がある方

- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- 2か所以上から給与の支払いを受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方

2. 公的年金等に係る雑所得がある方

- 公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方は確定申告書の提出が必要です。

3. 退職所得がある方

- 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。

4. 1～3以外の方

- 各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。

(注) 上記の1～4にあてはまらない方であっても、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方などは確定申告書の提出が必要です。

◇消費税及び地方消費税

- 平成25年分の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方
- 平成25年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成26年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

※特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

◇贈与税

- 平成27年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方

確定申告が必要なケースの代表例をご案内いたしました。上記以外にも確定申告書の提出が必要な場合がございます。ご不明な場合は税理士法人担当者まで、お問い合わせください。